

令和6年3月定例会 福祉健康委員会  
第30号・第31号議案資料  
高齢者支援課

「舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」及び「舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の主な改正内容

事業の分類(介護予防★)	指定事業所数
居宅介護支援事業所	26
★介護予防支援事業所(改正前は地域包括支援センターのみ)	7

《改正の趣旨》

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

《主な改正内容》

趣旨	改正分類	改正内容	条項
①	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	居宅介護支援事業者が、指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員に関する基準を、次のとおりとする。 ・事業所ごとに1以上の介護支援専門員を設置 ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を設置(主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。) ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する	★第4条 ★第5条
		通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、介護予防支援を行う場合は、利用者の同意を得た上で、交通費を受領できる	★第12条
		市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供する	★第32条
	身体拘束等の適正化の推進	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするともに、身体的拘束等を行う場合の記録を整備する	第15条ほか ★第32条ほか
	他のサービス事業所との連携によるモニタリング	少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月(介護予防支援の場合は訪問しない3月)において、次の要件を満たした場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする ・利用者の同意を得ること ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ア 利用者の心身の状況が安定していること イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること	第15条 ★第32条

	管理者の兼務	提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない	第5条
②	介護支援専門員1人あたりの取扱件数の見直し	指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準を、次のとおり見直す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数(指定介護予防支援を行う場合にあっては、要介護者の数に、要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数)が44又はその端数を増すごとに、1とする</li> <li>・指定居宅介護支援事業者が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに、1とする</li> </ul>	第4条
	公正中立性の確保のための取組の見直し	事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合</li> <li>・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合</li> </ul>	第6条
その他	●1 文言の整理	書面等の交付を書面等に記載すべき事項を、電磁的方法により提供することによって代替する場合における記録媒体に係る文言を、「電磁的記録媒体」に改める	第6条 ★第6条
	●2 「書面掲示」規制の見直し	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付け	第24条 ★第23条

◎施行期日

令和6年4月1日

●1 公布の日

●2 令和7年4月1日